

(本文)

簠簋諺解大全

九圖之名義

一一徳 天上ノ水 二一義 虚空ノ火 三一生 造作ノ木
四一殺 劍鐵ノ金 五一鬼 欲界ノ土 六一害 江河ノ水
七一陽 國土ノ火 八一難 森林ノ木 九一厄 土中ノ金

口傳ニ云ク、九圖ノ日取ハ、諸説ニ區^{ワカ}レルナリト雖モ之ヲ信用スルニ足りズ。
師説ニ云ウ、九圖ノ名義ハ、周易ノ生數ノ次第ニ符号セリ。周易河圖ニ天一ハ水
ヲ生ミ、地二ハ火ヲ生ミ、天三ハ木ヲ生ジ、地四ハ金ヲ生ジ、天五ハ土ヲ生ジル。
是ヲ生數ト云フ。或ハ、三天兩地ト云ヒ、一三五ヲ三天ト為シ、二一四ヲ兩地ト
為ス。

天ハ圓ニシテ、地ハ方ナリ。

次ニ成數トハ氣質合シタル數ナリ。生數トハ氣ノミニテ質ナシ。質ハ皆土ニ依リ
テ成ル故ニ天一ノ水五土ト合シテ六坎水、地二ノ火五土ト合シテ七陽ノ火、天三
ノ木五土ト合シテ八難ノ木、地四ノ金五土ト合シテ九厄ノ金、五土ノ氣五土ノ質
ト合シテ十又土トナル故ニ五ノ處ニハ十、二十、三十ノ數ヲ用ユ。九圖ハ開闢^{かいびやく}以
前ノ理數ナリ。八卦ハ開闢^{かいびやく}以後ノ事數ナリ。然ルヲ秘傳鈔簠簋頭書ニハ、九圖ヲ
八卦ニ配當シテ日取ヲスレドモ、九圖五姓ノ數ト八卦五姓ノ數トハ各別ナリ。
一一之ヲ記ス。一徳ノ水ニ一乾金、二義ノ火ニ二兌金、三生ノ木ニ三離火、四殺
ノ金ニ四震木、五鬼ノ土ニ五巽木、六害ノ水ノミ九圖同姓、七陽ノ火ニ七艮山ノ
土、八難ノ木ニ八坤土、九厄ノ金此ノ如ク、八卦ト九圖ト五行ノ數目各別ナルヲ

取り合シテ、算木ヲ立テル。

不^{イフ}審^{カシ}キ事ナリ。其ノ上ヘ本文ニ九人ノ王子ト有ルヲ一人捨テテ、八々ト拂イテ九數ヲ捨テル事本文ニ背^{ソム}ケリ。若シ捨ズト云ワバ本主ノ年七ツ太歳子ノ年一數、正月一數ヲ合シテ九ツナラバ、一八拂イテ一徳天上ノ水ト云フベシ。然ラバ九ヲ捨テルニハ、非ズヤ。九數ヲ用ユルコト私ノ義ニ非ズ。別シテ九ハ目出度キ數ナリ。宿曜經ヲ考エルニ、三九秘宿有リ。一九ノ法トハ命宿ヨリ九宿ヲ云フ。二九ノ法トハ業宿ヨリ九宿ヲ云フ、三九ノ法トハ、胎宿ヨリ九宿ヲ云合ワセテ廿七宿也。午宿ヲ除ク故ニ也。

扱^{サテ}當流九圖ノ習ヒハ三四五ノ目錄ヲ立^{タツ}ル也。

五目錄ヲ用ユル事ハ五トハ七十二候ノ一ツナリ。五日ヲ一候トス。又五季ノ數也。五季トハ春三月九十月ノ内ヲ十八日土用ヲ引ク故ニ、七十二日ナリ。四季デモ十八日ヲ四ツ合シテ又七十二日ニナル故ニ、五季ト云フ。

先ズ三目錄ト云フハ、壬戌年、卅ニ成人ハ木姓ナリ。本主ノ年卅ニ太歳戌ナレバ、十一數、太歳ハ子ヲトカゾヘ、十二支ヲ次第ニカゾユル。時ハ戌ハ十一ナリ。月ハ正月ヲ一ツ、十二月ヲ十二トス。正月ノ日取ナレバ、本主卅ニ、太歳十一、正月一ツ、合シテ四十四、是ヲ四九卅六拂ヘバ、八ツ殘ル。八ツハ、八難ノ木ニテ、本主ノ姓ト相加ナレバ、半吉也。

故ニ殘ル八ツニ又八ツ加ユルヲ四目錄ト云フ。八ト八ハ十六ナリ。是ヲ一九引イテ七ツ殘ル。七陽ノ火ニテ木生火ト相生ス。則チ正月、七日、十七日、廿七日ヲ吉日トス。

若シ右ノ數目ニテ、金姓ノ人ナレバ、八難ノ木ハ、金尅木、七陽ノ火ハ、火尅金ナル時ハ、三一四ノ目錄ノ相尅ナリ。

四目錄ノ七ニ七ヲ加エテ十四也。是ヲ一—九ト引イテ五ツ殘ル。五鬼ノ土ニテ土生金ノ相生ナリ。正月五日、十日、十五日、廿日、廿五、卅日ヲ吉日トスル。是ヲ五目錄ト云フ。

若シ、又九ツ殘ル時ハ、九ハ極數ニテ四五ノ目錄ハ無ニト知ルベシナリ。

九ヲ極數ト云フ事ハ九ノ上ハ一へ^{カニ}皈ル。九一十トス。廿、卅トカゾヘ、九十九ト云フ時、一百ト上ル、二百、三百トカゾヘテ、九百九十九ト云フ時又、一千ト成ル。千万億兆モ是ノ如ク、カゾヘ上レバ、九ハ數ノ極メ也。

三一四一五ノ目錄日取ノ次第ハ、抜傳記ニ載セル所之ヲ用ユ。九九ノ拂イハ、秘傳抄ニ載セル所、之ヲ用ユ。其ノ中間ナル者ハ、師傳ナリ。算法二八算、九九ト云フ有レドモ九九ヲ知ラナイ者ハ八算ハ、成ラズトシ、知ル^{ベキ}ナリ。

師トハ何ゾ^キ乎。予ハ周易本傳義ヲ傳受ス。是師也。

開闢・・・天地のはじめ

(現代文)

簠簋諺解大全

九図之名義

一一徳 天上の水 二一義 虚空の火 三一生 造作の木
四一殺 剣鐵の金 五一鬼 欲界の土 六一害 江河の水
七一陽 國土の火 八一難 森林の木 九一厄 土中の金

口傳にいうには、九図の日取りは、諸説に分かれるけれども信用出来ない。

師説に言うには、九図の名義は、周易の生数次第に符号する。

周易河図に天一は水を生じ、地二は火を生じ、天三は木を生じ、地四は金を生じ、天五は土を生じる。これを生数と言う。あるいは、三天兩地と言ひ、一・三・五を三天とし、二・四を兩地とする。

天は円にして地は四角である。

次に、成数とは、氣と合わせた数である。生数とは氣だけであつて質はない。質は、全て土に依つて成るので、天一の水が五土と合わさつて六の坎水となり、地二の火は五土と合わさつて七陽の火となり、天三の木は五土と合わさつて八難の木となり、地四の金は五土と合して九厄の金となり、五土の氣は五土の質と合わさつて十又土となるので、五の所には、十、二十、三十の數を用いる。

九図は、天地がはじまる以前の理數である。八卦は天地がはじまつて以後の事數である。ところが、秘傳鈔簠簋頭書には、九図を八卦に配當して日取りをするが、九図五姓の數と八卦五姓の數とは別物である。

いちいちこれを記録する。一徳の水に一乾金、二義の火に二兌金、三生の木に三

離火、四殺の金に四震木、五鬼の土に五巽木、六害の水だけ九図同姓、七陽の火に七艮山の土、八難の木のに八坤土、九厄の金はこれの通りとし、八卦と九図と五行の数目は別物であるのに、取って合せて、算木を立てる。いぶかし事である。その上、本文に九人の王子が有るが一人を捨てて、八数で払って九数を捨てることは本文に背いている。もし捨ないというなら、本主の年は七歳で太歳子の年の生まれで一数、正月の一数を合せて九ならば、一八払って一が残り、一徳天上の水と言うことが出来る。しかしそれならば、九を捨てることになるのではないだろうか。九数を用いることは、私の義ではなく、特別に、九はめでたい数である。宿曜経を考えると、三九秘宿が有る。一九の法とは、命宿より九宿を言う。二九の法とは業宿より九宿を言う。三九の法とは、胎宿より九宿を言い、合わせて二十七宿となる。午宿を除くためである。

さて、当流の九図の習いは、三・四・五の目録を立てる。

五目録を用いるという事のうち、五とは七十二候の一つである。五日を一候とする。又、五季の数でもある。五季とは、春の三月と九十月の内、十八日の土用を引くからであり、七十二日ある。四季も十八日を四つ合わせて又七十二日になるからである、これで五季と言う。

先ず、三目録と言うのは、壬戌年、三十二才の成人した人は、木姓である。本主の年の三十二、そして太歳が戌なので十一の数、尚、太歳は子を一と数え、十二支を順に数える。だからこの時は戌なので、十一である。月は、正月を一、十二月を十二とする。正月の日を取るならば、本主の年齢三十二、太歳十一、正月一を合せると、四十四となるので、これを四九三十六を払えば、八が残る。だから

八は、八難の木として、本主の姓と相加（比和）なので、半吉となる。

だから残った八にまた八を加える法を四目録と言う。

八と八で十六となる。これを一九を引いて七が残る。すると七陽の火であって本主の姓と木生火と相生する。つまり正月の七日、十七日、二十七日を吉日とする。もし右の数目で、金姓の人であるならば、八難の木と、金尅木となり、七陽の火とは、火尅金となり、三と四の目録は、相尅となる。

四目録の七に七を加えて十四となる。これを一九と引いて五が残る。五鬼の土なので、土生金の相生となる。正月の五日、十日、十五日、二十日、二十五、三十日を吉日とする。これを五目録と言う。

また、もし九が残る時は、九は極数なので、四・五の目録は、無しと知るべきである。

九を極数と言う事は、九の上は、一に返る。九一十とする。そして二十、三十と数えて、九十九と言う時は、一百と上り、二百、三百と数えて、九百九十九と言う時、また一千と成る。千万、億、兆もこの様に、数え上れば、九は数の極となる。

三・四・五の目録日取の次第は、抜傳記に載っている所で、これを用いている。九九の払いは、秘傳抄に載っている所でこれを用いている。その中間のものは、師傳である。算法に八算、九九と言うのが有るが、九九を知らない者は、八算は、しては成らないと知る必要がある。

師とは何であるか。私は、周易本傳義を伝授している。これが師である。

開闢・・・天地のはじめ

(解説)

九圖之名義の五行は、どれも基本的に同じです。

一徳 天上ノ水 二義 虚空ノ火 三生 造作ノ木

四殺 剣鐵ノ金 五鬼 欲界ノ土 六害 江河ノ水

七陽 國土ノ火 八難 森林ノ木 九厄 土中ノ金

そしてここでは、三・四・五の目録による日取法があるとしています。

三目録

(例)

壬戌年に、三十二才の人で、納音の五行が木姓である人の場合

本人の年齢の 3 2、

太歳が戌なので 1 1 (歳は子を 1 と数え、十二支を順に数えます。だからこの時は戌なので、1 1 となります。)

月は、正月を一、十二月を十二とするので、正月の日を取るならば、

本人の年齢 3 2、太歳 1 1、正月 1 を合せると、4 4 となります。

$3\ 2 + 1\ 1 + 1 = 4\ 4$ (年齢+太歳+月)

この 4 4 を 9 で割れば、4 余り 8 となり、8 が残ります。

だから余りの 8 は、八難の木として、本人の納音の姓と五行を比べると相加(比和) となるので、半吉となります。

これを三目録と言います。

四目録

三目録で残った 8 にまた同じ数 8 を加える法を四目録と言います。

つまり $8 + 8 = 16$

$16 \div 9 = 1$ 余り 7

となり 7 が残ります。これは、七陽の火。

本主の姓は木姓なので、木生火と相生します。

だから、正月の七日、十七日、二十七日を吉日とします。

(三目録で日取りが出来なければ、四目録を行い日取りをします。)

これを四目録と言います。

この例で、本人の納音の五行が金姓の人の場合、

三目録では、本人の姓の金と八難の木で、金尅木と相尅となります。

また、四目録では、

本人の姓の金と七陽の火とでは、火尅金と相尅となり、三目録と四目録では、両方とも相尅となり日取りが出来ません。

五目録

三目録と四目録で日取りが出来ない場合、

四目録の 7 に同じ数の 7 を加えて 14 とします。

$14 \div 9 = 1$ 余り 5 なので、5 が残ります。

これは、五鬼の土なので、本人の姓が金姓の場合、土生金の相生となります。

だから、正月の五日、十日、十五日、二十日、二十五、三十日を吉日とします。

これを五目録と言います。

※9で割り切れる場合は、9が残る時とするが、9は極数なので、四目録と五目録では、使えません。

※全て年月日は旧暦です。